

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成三十年一月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年八月二十八日奈良県指令建第一〇〇一七九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十二月二十六日建第九〇八三号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年十二月二十六日建第五三九一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市十市町八三一番一及び八三三番一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市新口町五番地の一二

タカギハウジング株式会社 代表取締役 高木好一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市十市町八三一番一及び八三三番一の各一部
水路 橿原市十市町八三一番一及び八三三番一の各一部

一 許可番号

平成二十九年九月二十一日奈良県指令建第一〇〇一八一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十二月二十六日建第九〇八四号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年十二月二十六日建第五三九二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大東町一一三九番一、一一三九番二、一一三九番三、一一三九番四、一一三九番五、一一三九番六、一一三九番七及び一一三九番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市柏木町五一九番地の二一

有限会社若狭住宅 代表取締役 濱岸邦雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大東町一一三九番一

水路 大和高田市大東町一一三九番一の一部